

山武都市広域水道企業団
指定給水装置工事事業者 各位

山武都市広域水道企業団
企業長 松下 浩明
(公 印 省 略)

水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について (通知)

日頃より、山武都市広域水道企業団の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年 10 月 1 日より指定の更新制が導入されます。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から 5 年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願い致します。

1 有効期間及び更新の受付期間

初回の更新手続きについては、下記表中の「初回更新までの指定の有効期間」毎に分け、それぞれ対象の有効期間の年の 4 月以降に、山武水道より事前に郵送にてお知らせします。

| 山武都市広域水道企業団より指定を受けた日 | 初回更新までの指定の有効期間 | 山武水道指定番号 |
|------------------------------------|-------------------------|-----------|
| 平成 10 年 4 月 1 日 ~ 平成 11 年 3 月 31 日 | 令和 2 年 9 月 29 日までの 1 年間 | 2 ~ 128 |
| 平成 11 年 4 月 1 日 ~ 平成 15 年 3 月 31 日 | 令和 3 年 9 月 29 日までの 2 年間 | 129 ~ 237 |
| 平成 15 年 4 月 1 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日 | 令和 4 年 9 月 29 日までの 3 年間 | 238 ~ 283 |
| 平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日 | 令和 5 年 9 月 29 日までの 4 年間 | 284 ~ 334 |
| 平成 25 年 4 月 1 日 ~ 令和元年 9 月 30 日 | 令和 6 年 9 月 29 日までの 5 年間 | 335 ~ |

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの (水道法第 25 条の 3 の 2 に準拠)

- (1) 様式第一号 (新規指定時の申請書と同様)
- (2) 様式第二号 (欠格要件に該当しないことの誓約書)
- (3) 機械器具調書
- (4) 定款及び登記事項証明書 (法人) 又は住民票の写し (個人)
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの (免状又は技術者証の写し)

3 山武都市広域水道企業団が確認する項目 (給水装置工事の指定制度等の適正な運用について)

【確認する内容】

指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
業務内容 (営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
給水装置工事主任技術者の研修受講状況
適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4 更新に係る事務手続き手数料 (山武都市広域水道企業団水道事業給水条例第 33 条による)

10,000 円

5 更新制度に関するお問い合わせ先

山武都市広域水道企業団業務課給水検査班
電話 0475-55-7853

指定給水装置工事事業者の皆様へ

山武都市広域水道企業団より大切なお知らせ

令和元年10月1日より
指定給水装置工事事業者制度は
5年毎の更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

指定の有効期間が従来の無期限から、更新申請完了後5年間となります。
現行制度で指定を受けている指定給水装置工事事業者の皆様は、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

| 指定を受けた日 | 初回更新までの有効期間 |
|----------------------|-------------|
| 平成10年4月1日～平成11年3月31日 | 令和2年9月29日まで |
| 平成11年4月1日～平成15年3月31日 | 令和3年9月29日まで |
| 平成15年4月1日～平成19年3月31日 | 令和4年9月29日まで |
| 平成19年4月1日～平成25年3月31日 | 令和5年9月29日まで |
| 平成25年4月1日～令和元年9月30日 | 令和6年9月29日まで |

更新については、対象となる
指定給水装置工事事業者の皆様宛てに、事前に郵送にて通知します。

なお、郵便不着や未更新の方
への再通知はいたしません。

指定更新の要件は水道法第25条の3の2（指定の更新）に準拠

給水装置工事主任技術者の選任

給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

水道法第25条の3第1項第3号で規定された欠格要件に該当しない者

更新申請に必要な書類

- ・様式第1号及び第2号
 - ・機械器具調書
 - ・定款若しくは寄付行為の写し（法人）
 - ・登記簿謄本（法人）または住民票（個人） 申請日から3ヶ月以内のもの
 - ・選任する給水装置工事主任技術者免状の写し
- 指定更新手数料
- ・1件につき、10,000円

指定更新申請時に、以下4項目の確認を行います

指定給水装置工事事業者講習会の受講状況

指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、対応工事等）

給水装置工事主任技術者等の研修受講状況

配管技能者の配置状況

更新申請についてのお問い合わせは
山武都市広域水道企業団業務課給水検査班
TEL：0475-55-7853